

## (名称)

第1条 本会は「道央都市圏都市交通調査協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は道央都市圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、長沼町、新篠津村)における望ましい交通のあるべき姿を目指して、関係機関相互により都市交通調査に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

## (構成)

第3条 協議会は、学識経験者、国、北海道、関係市町村、関係団体、その他必要と認める者により構成する。

## (事務局)

第4条 協議会の事務局は北海道建設部まちづくり局都市計画課及び札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

## (組織)

第5条 協議会に幹事会を設置し、協議会に付すべき事項について協議、連絡及び調整を図るとともに、調査に関わる専門的事項について検討を行うために開催する。

## (協議会)

第6条 協議会は別表1に掲げる者により構成する。

2 協議会は、必要に応じて協議会事務局が招集する。

3 協議会には協議会座長を置き、協議会が学識経験者から指名する。

4 協議会座長に事故がある場合は、協議会がこれを代行する者を指名することができる。

5 協議会が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 協議会は、必要に応じて臨時の検討部会を設置することができる。

## (幹事会)

第7条 幹事会は別表2に掲げる者により構成する。

2 幹事会は、必要に応じて協議会事務局が招集する。

3 幹事会には幹事会座長を置き、幹事会が学識経験者から指名する

4 幹事会座長に事故がある場合は、幹事会がこれを代行する者を指名することができる。

5 幹事会が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に幹事会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (設置期限)

第8条 協議会は、令和 11 年 3 月 31 日まで設置するものとする。

(任期)

第9条 協議会委員、幹事会委員の任期は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。

改正履歴

令和 7 年 4 月 25 日(協議会開催の日) 人事異動等に伴う委員変更

令和 7 年 7 月 28 日(協議会開催の日) 人事異動等に伴う委員変更

## 道央都市圏都市交通調査協議会 委員名簿

赤：委員変更または役職変更

所 属 ・ 役 職 ・ 氏 名	
学 識 経 験 者	北海道大学大学院 教授 内田 賢悦
	北海道大学大学院 教授 岸 邦宏
	北海道大学大学院 教授 高野 伸栄
	北海道大学大学院 教授 森 傑
	室蘭工業大学大学院 教授 有村 幹治
	札幌市立大学 教授 高橋 尚人
所 属 ・ 役 職	
関 係 機 関	北海道開発局 開発監理部 開発調整課長
	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課長
	北海道開発局 建設部 道路計画課長
	北海道開発局 建設部 地方整備課長
	北海道開発局 札幌開発建設部 次長
	北海道運輸局 交通政策部 交通企画課長
	東日本高速道路株式会社北海道支社 総合企画部 部長
	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 専任部長
	一般社団法人北海道バス協会 事務局長
	一般社団法人北海道ハイヤー協会 専務理事
	一般社団法人札幌地区トラック協会 事務局 専務理事
	北海道警察本部 交通部 交通規制課長
	小樽市 建設部長
	岩見沢市 建設部長
	江別市 企画政策部長
	千歳市 企画部長
	恵庭市 企画振興部 まちづくり拠点整備室長
	北広島市 企画部長
	石狩市 企画政策部長
	当別町 企画部 参与
	南幌町 まちづくり課長
	長沼町 都市整備課長
	新篠津村 企画政策課長
	北海道 総合政策部 交通政策局 交通企画課 地域交通担当課長
	北海道 建設部 建設政策局 建設政策課 交通基盤担当課長
	北海道 建設部 土木局 道路課長
	北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課長
	北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課長
	札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室長
	札幌市 まちづくり政策局 都市計画部長
	札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部長
	札幌市 まちづくり政策局 公共交通担当部長
	札幌市 建設局 土木部長

※氏名については50音順又は機構順

## 事務局

所 属 ・ 役 職	
北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課	
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課	

## 道央都市圏都市交通調査協議会幹事会 委員名簿

赤：委員変更または役職変更

所 属 ・ 役 職 ・ 氏 名	
学 識 経 験 者	北海道大学大学院 教授 岸 邦宏
	北海道大学大学院 准教授 峪 龍一
	北海道大学大学院 准教授 渡部 典大
	室蘭工業大学大学院 教授 有村 幹治
	札幌市立大学 教授 高橋 尚人
北海学園大学大学院 教授 鈴木 雄	
所 属 ・ 役 職	
関 係 機 関	北海道開発局 開発監理部 開発調整課 課長補佐
	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 都市事業管理官
	北海道開発局 建設部 道路計画課 道路調査官
	北海道開発局 建設部 地方整備課 地域事業管理官
	北海道開発局 札幌開発建設部 都市圏道路計画課長
	北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 課長補佐
	東日本高速道路株式会社北海道支社 総合企画部 調査役
	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 主幹
	一般社団法人北海道バス協会 事務局 主幹
	一般社団法人北海道ハイヤー協会 常務理事
	一般社団法人札幌地区トラック協会 事務局 総務部次長
	北海道警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
	小樽市 建設部 都市計画課長
	岩見沢市 建設部 都市計画課長
	江別市 企画政策部 都市計画課長
	千歳市 企画部まちづくり推進課長
	恵庭市 企画振興部 まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課 課長
	北広島市 企画部 都市計画課長
	石狩市 企画政策部 企画課 交通担当課長
	当別町 企画部 事業推進課長
	南幌町 まちづくり課 課長補佐
	長沼町 都市整備課 理事
	新篠津村 企画政策課 副主幹
	北海道 総合政策部 交通政策局 交通企画課 主幹(地域調整)
	北海道 建設部 建設政策局 建設政策課 課長補佐(交通基盤)
	北海道 建設部 土木局 道路課 課長補佐(道路計画・企画)
	北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 課長補佐(区域計画・施設計画)
	北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課 課長補佐(街路計画・技術)
	北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課 課長補佐(区画整理・市街地整備)
	札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課長
	札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課長
	札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課長
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課長	
札幌市 建設局 土木部 道路課 計画担当課長	

※氏名については50音順又は機構順

## 事務局

所 属 ・ 役 職
北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課